

## 四街道市事後審査型一般競争入札実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、四街道市が実施する一般競争入札の入札参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を入札執行後に入札価格の低い者から入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を満たす場合に落札を決定する方式（以下「事後審査」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 事後審査型一般競争入札の対象は、電子入札により執行する一般競争入札のうち、設計金額130万円を超える建設工事及び設計金額50万円を超える測量・建設コンサルタント業務等で市長が指定したものとする。

### (入札公告)

第3条 事後審査型一般競争入札については、入札公告等はその旨を明記しなければならない。

### (参加申請)

第4条 入札に参加しようとする者は、「一般競争入札参加申請書（事後審査型）」（別記第1号様式）により公告記載の提出期限までに市長に申請をしなければならない。

2 前項の申請をする者は、公告に示された入札参加資格要件に該当すること及び法令等に違反する事実がないことを十分確認しなければならない。

3 前項の確認を怠り又は偽りながら入札に参加した者については、四街道市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止を行なう。

### (参加申請の確認)

第5条 入札執行者は、前条の参加申請を受理したときは、次の事項についての確認を行なう。

(1) 四街道市入札参加資格者名簿の登載の有無

(2) 本市の指名停止措置の適用の有無

### (入札の執行)

第6条 事後審査型一般競争入札において、予定価格の範囲内で入札した者（最低制限価格を設定した入札にあっては、予定価格の範囲内で最低制限価格以上で入札した者）のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

2 同額の入札をした者が2人以上いる場合は、電子くじにより落札候補者の審査順位を決定するものとする。

3 落札候補者が決定した場合は、当該落札候補者に対して速やかに落札候補者決定の通知を行うものとする。

(事後審査)

第7条 落札候補者は、次の各号に定める書類等を開札の日から2日以内（閉庁日を除く。）に提出しなければならない。ただし、入札執行者が特別な事情があると認めた場合はこの限りでない。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（事後審査型）（別記第2号様式）及びその内容を確認できる資料

(2) その他、資格審査のため必要なものとして指定された書類等

2 落札候補者が、前項の書類等の提出を郵送により行う場合は、提出期限必着でなければならない。

3 落札候補者が、第1項に規定する書類等の提出をしない場合は、落札候補者の資格を失い、当該入札を失格とする。

(落札者の決定)

第8条 入札執行者は、前条第1項の書類等により資格審査を行い、その結果、落札候補者が入札参加資格を有すると認めた場合、その者を落札者として決定する。

2 入札執行者は、第1項の資格審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない場合は、落札候補者を失格とする。

3 前項又は前条第3項の規定により落札候補者が失格となった場合は、開札の結果において次順位であった者を落札候補者とし、第1項に定めるところにより落札者を決定する。

4 入札執行者は、落札者を決定したときは、他の入札参加者に対する資格審査は行わない。

(落札者等への通知)

第9条 入札執行者は、落札者を決定したとき又は資格審査により失格とした場合は、その旨を速やかに当該入札者に対し通知する。

2 前項の失格の通知を受けた入札者は、その通知を受けた日から3日以内に、書面によりその理由を求めることができる。

(低入札価格調査)

第10条 第6条及び第8条の規定に関わらず、低入札価格調査基準価格を設けた場合において、落札候補者が低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札したときは、入札参加資格を有していると認めた者について、四街道市低入札価格調査実施要領（平成13年4月1日施行）の定めるところにより落札者を決定するものとする。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、入札に関する事項は四街道市財務規則(昭和40年規則第1号)、入札約款等の定めるところによる。

附 則

この要領は、平成21年6月1日以降に公告等を行う入札から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に改正前の四街道市事後審査型一般競争入札試行実施要領の規定に基づき四街道市指名業者選定審査会に付された案件については、改正後の四街道市事後審査型一般競争入札実施要領の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に公告する入札から適用する。

附 則

この要領は、令和6年1月1日から施行し、同日以後に公告する入札から適用する。

別記第1号様式（建設工事用）

## 一般競争入札参加申請書（事後審査型）

年 月 日

四街道市長 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者  
（受 任 者）

一般競争入札に参加したいので、下記のとおり誓約のうえ申請します。

### 記

1 公告年月日 年 月 日

2 工 事 名

3 資格確認項目

(1) ○○○工事に係る経営事項審査結果通知書の 総合評定値（P）	(P) 点
(2) 本店又は建設業法に基づく許可を得た 営業所所在地	

4 入札に際する誓約

- 1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること
- 2) 申請内容について事実と相違ないこと。
- 3) 連合等による入札の公正を害するような行為をしないこと。
- 4) 入札について疑惑を生ずるような事態が発生したときは、いかなる処置を受けても異議を申し立てないこと。

5 入札参加資格確認申請書記載責任者・連絡者氏名

電話番号 ( )

## 一般競争入札参加申請書（事後審査型）

年 月 日

四街道市長 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者  
（受 任 者）

一般競争入札に参加したいので、下記のとおり誓約のうえ申請します。

### 記

1 公告年月日 年 月 日

2 工事等の名称

3 資格確認項目

四街道市入札参加資格者名簿 申請者の名簿登載状況	工事等の種類（ ）
-----------------------------	-----------

4 入札に際する誓約

- 1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること
- 2) 申請内容について事実と相違ないこと。
- 3) 連合等による入札の公正を害するような行為をしないこと。
- 4) 入札について疑惑を生ずるような事態が発生したときは、いかなる処置を受けても異議を申し立てないこと。

5 入札参加資格確認申請書記載責任者・連絡者氏名

電話番号 ( )

一般競争入札参加資格確認申請書（事後審査型）

年 月 日

四街道市長 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者  
(受 任 者)

下記のとおり、事後審査型入札の参加資格確認を申請します。なお、この申請書の内容は事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日 年 月 日
- 2 工 事 名
- 3 資格確認事項

(1) 配置予定の技術者 (専任配置の場合は専任配置者)	氏名
	生年月日 (年齢)
法令による免許 公告した資格のみ、取得年及び登録番号を記載すること。	
(2) 同種工事の施工実績	
工事名称等	工 事 名
	発 注 機 関 名
	施 工 場 所
	契 約 金 額
	工 期
	受 注 形 態 等
	単体 共同企業体
要 等 工 事 概	規 模 等
	構 造 形 式
	工 法

	技術的特記事項	
--	---------	--

4 申請書記載責任者 連絡者氏名  
電話番号 ( )

5 証明書類

- (1) 配置予定技術者の資格・免許及び講習受講を証するものの写し
- (2) 当該技術者の監理技術者資格者証及び社会保険標準報酬月額決定通知書の写し  
(他の者の氏名・報酬等は、マジックインク等で消すこと。)
- (3) 同種工事の契約書かがみ等の写し (発注者・工事名・契約金額・工事期間・受注形態・工事概要・主たる構造等が確認できるもので、当初契約のみでよい。)

<留意事項>

この申請書は、落札候補者の決定通知を受けた日から2日以内に提出してください。  
必要に応じ、この申請内容について記載責任者にヒアリングを行うことがあります。

## 一般競争入札参加資格確認申請書（事後審査型）

年 月 日

四街道市長 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者  
(受 任 者)

下記のとおり、事後審査型入札の参加資格確認を申請します。なお、この申請書の内容は事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 公告年月日 年 月 日
- 2 工事等の名称
- 3 資格確認事項

(1) 配置予定の技術者	氏名
	生年月日 (年齢)
法令による免許	
(2) 同種業務の実績等	
業務名称等	業 務 名 称
	発 注 機 関 名
	履 行 場 所
	契 約 金 額
	履 行 期 間
業務概要等	

- 4 申請書記載責任者 連絡者氏名 ( )  
電話番号 ( )



## 5 証明書類

### (1) 発注業務の内容に応じて次の証明書類

- ・測量業にあつては、測量法第55条の規定による登録を受けていることを証する書類の写し
- ・建築の設計業にあつては、建築士法第23条の規定による登録を受けていることを証する書類の写し
- ・建設コンサルタントにあつては、建設コンサルタント登録規定による登録を受けていることを証する書類の写し
- ・地質調査業にあつては、地質調査業者登録規定による登録を受けていることを証する書類の写し

### (2) 配置予定技術者の資格等を証するものの写し

### (3) 当該技術者の「健康保険被保険者証」の写し

\*市町村の国民健康保険被保険者証は不可

### (4) 同種業務の契約書かがみ等の写し（発注者・業務名・契約金額・履行期間・業務概要が確認できるもの。）

#### <留意事項>

この申請書は、落札候補者の決定通知を受けた日から2日以内に提出してください。  
必要に応じ、この申請内容について記載責任者にヒアリングを行うことがあります。